

長門市立日置中学校ホームページガイドライン

平成24年5月1日

1. 趣旨

本ガイドラインは長門市立日置中学校ホームページを公開するにあたり、適正な学校ホームページの管理運営に必要な事項を定めるものとする。

2. ホームページ開設の目的

本校の教育活動を保護者や地域の方々に公開し、信頼される学校づくりを進めるとともに、学校運営の状況を積極的に公開し、学校・家庭・地域が連携し、地域に根ざした学校づくりを推進する。

3. ホームページ管理責任者及び運営組織

- (1) ホームページの管理責任者は校長とする。
- (2) 校長は、ホームページの円滑な運営のため、ホームページ作成担当者を任命する。
- (3) ホームページ作成担当者は、必要に応じてホームページの内容検討を行なうとともに、ホームページの適切な運営に努める。

4. ホームページ作成担当者

- (1) ホームページ作成担当者は、本校に在籍する教職員とする。
- (2) 生徒が作成するページについては、教職員が指導するものとする。
その際、著作権などの知的所有権の保護や、個人情報の保護等について徹底すること。

5. ホームページの作成・更新・公開手順

- (1) ホームページ作成担当者は、学校が管理するパソコンでホームページ管理システム（ソフトウェア等）を用いて作成・更新を行う。
なお、作成・更新時には、ウェブアクセシビリティ（※）を遵守すること。
- (2) ホームページ作成者はページの作成・更新を行う場合、校長の許可を得ること。
※ ウェブアクセシビリティとは、ホームページの使いやすさ。視覚障害者や高齢者にとって使いやすいホームページの作り方を定めたもの。

6. ホームページの内容

- (1) 掲載する内容
 - ア 学校の経営方針等
 - イ 生徒の学習活動（授業、学校行事、生徒作品等）
 - ウ 生徒会活動、部活動
 - エ その他、教育的効果があると認められるもの、日置中学校について広報する上で必要と認められるもの。

(2) 掲載してはならない内容

- ア 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの。
- イ 特定の個人や団体を誹謗・中傷したり不利益をもたらすもの。
- ウ 営利を目的としたもの。
- エ 生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- オ 著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの。
- カ 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの。
- キ その他、学校ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断したもの。

7. 個人情報(※)の取り扱い

生徒の人権及び安全確保のため、個人を特定できる情報は原則として掲載しないこととする。
ただし、学校行事や生徒作品・活動成果の紹介等、掲載が必要な場合には、以下により掲載できるものとする。

(1) 個人情報にあたる情報

部活動等の大会で表彰される等、公になっているものについては掲載できるものとする。

(2) 写真等についての取り扱い

ホームページに画像等の情報を掲載する場合には、生徒あるいは保護者の知的所有権や肖像権等を保護しなければならない。

- ・ホームページに写真を掲載する場合には、生徒・保護者が特定できないように配慮する。
- ・集合写真や活動風景写真など、遠景撮影により個人が特定できないように配慮する。

(※) 個人情報とは、学年（所属）、氏名、住所、生年月日、電話番号、家族、成績、身体的特徴等をいう。

8. 日常の管理

- (1) ホームページの日常管理はホームページ作成担当者が行う。
- (2) ホームページの管理責任者は、定期的にホームページの内容についてチェックを行い、不足する内容があればページ作成者に作成するよう指示し、更新のないものは適宜更新するよう指示を行なうなどホームページの適正化を図る。

9. 非常時の対応

本ガイドラインに沿って公開されたページにより問題が発生した場合は、職員会議等で協議し、適切な対応をとるとともに、長門市教育委員会へ報告する。

10. ガイドラインの見直し

このガイドラインについて見直しの必要があるときは、職員会議等で協議し変更する。